

令和2年6月11日

公立大学法人 公立鳥取環境大学
理事長 江崎・信芳様

監事 小谷 昇

監事 北野 彬子

監査報告書

私ども監事は、独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第8期事業年度における法人の業務の実行を監査いたしました。その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は令和元年度公立大学法人公立鳥取環境大学監事監査計画に基づき、経営審議会に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から業務運営の報告、関係者から業務処理の状況を調査しました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要及び結果について報告及び説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従い法人の決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 理事長、副理事長、理事の職務の執行に関し、不正の行為若しくは法令・定款に違反する重大な事実は認められません。なお、法人と理事長、副理事長との利益が相反する事項は認められません。
- (6) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められます。

(役員職務及び補)

第十三条 理事長は、

2 副理事長は、地
補佐して地方独立行政
代理し、理事長が欠

3 理事は、定款で
政法人の業務を掌
し、理事長及び副理

4 監事は、地方独
団体の規則で定め

5 監事は、いつで
求め、又は地方独立

6 監事は、地方独
るときは、当該書類

一 この法律の規定
務省令で定める書類

二 その他設立団体

7 監事は、その職
方独立行政法人が

以下同じ。)に対し
調査をすることがで

8 前項の子法人は
きる。

9 監事は、監査の
の長に意見を提出す

(財務諸表等)

第三十四条 地方独
処分又は損失の処

の附属明細書(以下
に設立団体の長に

2 地方独立行政法
きは、当該財務諸表

の事業報告書及び
報告書に関する監

ればならない地方独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。